

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係            3 件

厚生年金関係            2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年2月から同年4月まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未加入となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の手帳記号番号は、平成4年8月ごろにA町において払い出され、同年8月25日に資格を取得した後、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年10月15日に資格喪失している。以後、11年5月に第3号被保険者資格を取得するまで、国民年金の加入及び納付記録は無く、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に一切関与しておらず、加入手続等を行ったとする父も既に死亡しているため、詳細が不明であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から同年10月まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。昭和46年1月16日の退職後、公共職業安定所で国民年金保険料免除申請書を受け取り、社会保険事務所において、申請手続を行った。平成9年ごろ、勤務していた職場の共済事務担当者に年金記録を確認してもらったところ、「免除になっている。」との回答を得ており、免除申請は承認されていると思っていた。未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料免除を申請することはできない。

また、申立人は「昭和46年1月16日の退職後、公共職業安定所で国民年金保険料免除申請書を受け取り、社会保険事務所において、申請手続を行った。」と申し立てているが、申立期間当時において、社会保険事務所と公共職業安定所との間に、退職者に係る保険料免除の申請手続の連携は行われておらず、また、市町村において国民年金の加入手続や保険料の免除申請の受付を行う前に、社会保険事務所で保険料の免除手続を行うことはあり得ないことから、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人は平成9年ごろ、勤務していた職場の共済事務担当者に年金記録を確認してもらったところ、「免除になっている。」との回答を得たと申し立てているが、当該担当者の氏名等が不明であり、申立内容について確認することができない。

加えて、申立期間は2年度にわたっており、年度ごとに免除の申請手続

が必要となるところ、申立人に申請手続の記憶は1度しか無く、免除承認通知書を受け取った記憶も無いなど、申立内容に不自然な点がみられる。

このほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料の免除手続を行ったことをうかがわせる関連資料（申請書の控え、免除承認通知書等）や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から61年3月まで  
社会保険事務所(当時)で国民年金の記録を確認したところ、昭和54年8月から61年3月までの保険料が未納となっていた。54年8月にA市に帰郷後、金銭的にも余裕ができたので、保険料は納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、昭和61年3月以降にA市で払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間のうち、少なくとも54年8月から58年12月までの期間については、時効により保険料を納付することができず、申立人は54年8月15日から現在まで同一住所地(A市)に居住していることなどから、この期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は無く、申立人は妻の分と一緒に保険料を納付してきたとしているが、申立期間直後の昭和61年度の納付状況を見ると、申立人とその妻は別々の納付日となっているなど、保険料納付に係る申立人の記憶と一致しない。

さらに、申立人には、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年から 28 年まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社（B市）で図面作成や事務補助などを行っていた。昭和 27 年までは同事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

本件申立事業所は、当時の事業主の親族の供述、及び申立人が記憶する所在地等から昭和 21 年 2 月 6 日にB市を本店所在地として設立されたC社であると推認されるが、同社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立期間当時にC社D支店に勤務していた事業主の弟に照会したが、申立期間当時、C社がD市とB市の2か所の事業所で操業していたことは確認できるものの、同社で申立人が勤務していた旨の供述は得られなかった。

さらに、事業所名簿には、申立期間にC社と同様、類似の名称の事業所

は確認できないことから、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていない  
かったものと推認できる上、昭和 25 年 5 月 1 日にD市E区で社会保険の  
適用事業所となったC社D支店における健康保険厚生年金保険被保険者名  
簿にも申立人の名前は確認できない。

加えて、申立人はC社で一緒に勤務していたとして複数の同僚の名前  
(姓のみ)を挙げているが、C社D支店の被保険者名簿では確認できない  
ほか、厚生年金保険加入記録を確認したがC社又は類似名称の事業所に勤  
務している状況は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事  
情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険  
料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 6 月 16 日まで  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 18 年 12 月

A 法人に勤務していた平成 18 年 9 月から 19 年 5 月までの報酬、15 年 12 月の賞与及び 18 年 12 月の賞与がねんきん定期便に記載の標準報酬月額及び標準賞与額と異なっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額、賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額、標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額、標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人保管の預金通帳の写し、A 法人が保管する「所得税源泉徴収簿」、  
「給与年間集計表」及び「賃金台帳」により、申立人が主張する給与及び賞与が支給されていることが確認できる。

しかし、前述の「所得税源泉徴収簿」、「給与年間集計表」及び「賃金台帳」により、実際に控除されている厚生年金保険料は、実際に支給され

た給与、賞与に相当する額ではなく、オンライン記録上の標準報酬月額及び標準賞与額に相当する額であることが確認できる。

なお、A法人では、平成18年9月から19年5月までの標準報酬月額について、事務手続上の過誤で50万円とすべきところを20万円とし、これに基づいて控除を行ったとし、また、15年12月及び18年12月の賞与に関しては、各賞与とも2回に分けて賞与を支給したが、1回目のみを標準賞与額として算定し厚生年金保険料を控除し、2回目は給与として支給し標準賞与額として算定しなかったとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。